

## 市第47号議案横浜市手数料条例の一部改正（関係部分）

### 1 趣旨

令和2年3月31日、令和2年6月26日、令和5年3月31日に「租税特別措置法」等が改正され、「土地の譲渡等がある場合の特別税率」の適用対象から「連結法人<sup>※1</sup>」と「特定の民間再開発事業<sup>※2</sup>の施行者」に対する土地等の譲渡がそれぞれ廃止されました。

これに伴い、横浜市手数料条例の一部改正を行います。

- ※1 連結法人…親会社と子会社を一つの会社とみなして、法人税を計算する制度。令和2年の税制改革によるグループ通算制度への移行により廃止されました。（グループ通算制度では各法人が個別に申請するため、規定の追加の必要はありません。）
- ※2 特定の民間再開発事業…地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする等の一定要件に適合した事業。過去10年間、全国で運用実績がなかったため、廃止されました。

### 2 改正概要

横浜市では、一定の要件を満たす土地の譲渡益について、租税特別措置法に基づき所得税若しくは法人税を軽減する際の認定制度を設け、本条例により手数料を定めています。

今般の「租税特別措置法」等の改正にともない

- (1) 「連結法人」の認定に係る規定を削除します。
- (2) 「特定の民間再開発事業」の認定に係る規定を削除します。

### 3 施行日

公布の日